

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年4月13日
【四半期会計期間】	第50期第3四半期（自平成23年12月1日至平成24年2月29日）
【会社名】	株式会社ニイタカ
【英訳名】	Niitaka Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森田 千里雄
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区新高一丁目8番10号
【電話番号】	06(6391)3225
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮川 徹
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区新高一丁目8番10号
【電話番号】	06(6391)3225
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 宮川 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第3四半期連結 累計期間	第50期 第3四半期連結 累計期間	第49期
会計期間	自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日	自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日	自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日
売上高(千円)	8,768,949	9,089,763	11,526,015
経常利益(千円)	538,926	371,954	598,661
四半期(当期)純利益(千円)	315,443	176,587	333,601
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	285,638	173,069	307,680
純資産額(千円)	6,160,790	6,223,220	6,156,432
総資産額(千円)	12,155,410	12,015,263	11,912,562
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	53.42	29.91	56.50
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	50.5	51.8	51.7

回次	第49期 第3四半期 連結会計期間	第50期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日	自 平成23年12月1日 至 平成24年2月29日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	21.57	7.64

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第49期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響を受けて後退した後、緩やかな持ち直しがみられ、また、タイの洪水被害からの復興も進む等、企業の生産活動は回復してまいりました。しかしながら、欧州の財政危機による金融不安や新興国の景気減速、円の高止まり、原油高等で企業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続くものとみられております。

このような環境下、当社グループは、三方よし（買い手よし、世間よし、売り手よし）の製品・サービスの開発・拡充に努めるとともに販売活動の強化を図ってまいりました。その結果、東日本大震災による観光産業・外食産業の低迷の影響があったものの、主力製品で一定の伸びがあり、また、連結対象となった株式会社ユーホーニイタカの売上も加わり、当第3四半期連結累計期間の売上高は、9,089百万円（前年同期比3.7%増）となりました。

一方、利益につきましては、将来への投資としての人員増及び拡販施策遂行のための先行投資等で営業利益は、384百万円（前年同期比30.0%減）、経常利益は、371百万円（前年同期比31.0%減）となりました。また、四半期純利益は、平成24年4月1日以降の法人税率の引き下げに対応した繰延税金資産の取り崩しの影響も加わり176百万円（前年同期比44.0%減）となりました。

(2) 財政状態

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は次のとおりであります。

(資産)

資産は前連結会計年度末と比較して102百万円増加し、12,015百万円となりました。主には、「現金及び預金」が78百万円、「受取手形及び売掛金」が223百万円、「原材料及び貯蔵品」が100百万円、それぞれ増加し、「建物及び構築物」が102百万円、有形固定資産「その他」が224百万円、それぞれ減少しました。

(負債)

負債は前連結会計年度末と比較して35百万円増加し、5,792百万円となりました。主には、「支払手形及び買掛金」が139百万円、「短期借入金」が300百万円、それぞれ増加し、「長期借入金」が261百万円、固定負債「その他」が107百万円減少しました。

(純資産)

純資産は前連結会計年度末と比較して66百万円増加し、6,223百万円となりました。主には、四半期純利益176百万円の増加、配当金の支払が106百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

課題と対処方針

当社グループを取り巻く経営環境は、経済情勢の悪化を背景とした個人消費の低迷、素材・原油価格の高止まり等で引き続き厳しい状況が続くものと予想されます。当社グループが主に依拠するフードビジネス業界は、長期化するデフレ経済や個人消費の低迷による低価格競争などで企業間競争がますます激化しております。

このような環境下、当社グループは以下の中期経営計画の方針に基づいた諸施策を強力に進めてまいります。

シェア拡大を進め、利益確保を図ります。

製品開発の基本コンセプトである「三方良し」を徹底し、コストと環境に配慮した高機能・高付加価値の製品と充実したサービスの提供に一層注力するとともに、顧客ニーズを積極的に取り入れた製品戦略、価格戦略、販売戦略で顧客満足を高め、シェアの拡大を図ってまいります。

競争力の一層の強化を進めます。

主な取り組み課題は以下のとおりです。

イ. 企画開発力の強化

「三方良し」の基本コンセプトを核にした製品の企画・開発力を強化します。人材の育成と獲得に努め、開発者の力量向上を図ると共に、製品企画・開発プロセスの再構築を行い、情報共有とコミュニケーションの円滑化をさらに進め、製品企画・開発プロセスのレベル向上と効率化を図ります。

ロ. 営業力の強化

全国の販売店と連携を密にして、個々のユーザーに最適な製品・サービス・情報を提案・提供できる現場重視の強固な営業体制の構築に取り組めます。

ハ. 生産性の向上とコスト競争力の強化

各部門に共通する間接業務の効率化目標を着実に達成するとともに、生産効率向上のための設備投資、子会社を含めた生産体制の整備を行います。また、多角的な視点に立ち、原材料の調達コストの削減に取り組めます。

企業体質の強化に取り組めます。

他社との競争に打ち勝つためには、製品・サービスの質だけでなく、あらゆる業務の質を向上させることが不可欠です。このために必要な人材の獲得やIT分野への投資などを積極的に行ってまいります。人材の育成については、中長期的な視点に立ち、次世代リーダーを計画的に育成する人材戦略を進めます。このような施策の推進を通して、より強い筋肉質の企業体質を構築し、社員の一人ひとりが常にお客さま目線で考え、主体的に行動する企業風土を醸成してまいります。

会社の支配に関する基本方針について

当社における「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）の概要は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定されるものではなく、最終的には株主の皆様による自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様による株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも想定されます。

企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

イ.「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社は、企業価値の向上を図るため、平成24年5月期を3年目とする中期経営計画「N I P Q」（Niitaka Innovation Plan Q）を推進しております。

中期経営計画においては「『三方良し』の製品・サービスで食の安全・安心に貢献する質の高い企業を目指す」を基本方針とし、(イ)シェア拡大と利益確保(ロ)競争力の強化(ハ)企業体質の強化を主要課題に掲げております。買い手（販売店、ユーザー）と世間（社会、環境）のお役に立つ製品とサービスを提供することは売り手（当社）にも利益をもたらします。社会に必要とされる企業としてあり続ける努力を重ね、さらなる企業価値向上に取組んでまいります。

ロ.コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、継続的に企業価値を高めることを目指し、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、監査役制度を採用しております。取締役会、監査役会、監査法人、法務監査室の各機関が相互に連携する体制を確保することはもとより、C S R委員会を設置し、コンプライアンスの徹底及びリスク管理の充実を図るほか、年次で策定する監査計画に沿って内部統制監査を実施し、業務全般における内部統制が有効となるよう努めております。

当社取締役会は、原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規程に定められた詳細な付議事項について十分な審議を行っております。

当社は、これらの取組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示をお受けいただく機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為についての評価・検討に必要なかつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価・検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとしております。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価・検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性・相当性の範囲で会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランは、平成22年8月27日に開催の当社第48回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続しており、その有効期限は平成25年8月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。

本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記の会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(イ)買収防衛策に関する指針(注1)の要件を充足していること(ロ)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること(ハ)合理的な客観的発動要件の設定をしていること(ニ)独立性の高い社外者の判断の重視と透明な運営が行われる仕組みが確保されていること(ホ)株主意思を重視するものであること(ヘ)デッドハンド型買収防衛策(注2)やスローハンド型買収防衛策(注3)ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注) 1. 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日 経済産業省・法務省)を指します。
2. デッドハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の過半数を交替させてもその発動を阻止できない買収防衛策
3. スローハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における、研究開発費は249,248千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,900,000
計	16,900,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年2月29日)	提出日現在発行数(株) (平成24年4月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,943,052	5,943,052	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数100株
計	5,943,052	5,943,052	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年12月1日～ 平成24年2月29日	-	5,943,052	-	585,199	-	595,337

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 38,500	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,885,900	58,859	同上
単元未満株式	普通株式 18,652	-	同上
発行済株式総数	5,943,052	-	-
総株主の議決権	-	58,859	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニイタカ	大阪市淀川区新高一丁目8番10号	38,500	-	38,500	0.65
計	-	38,500	-	38,500	0.65

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年6月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ペガサス監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	986,859	1,065,274
受取手形及び売掛金	2,376,581	2,600,239
商品及び製品	561,355	589,684
仕掛品	47,884	61,181
原材料及び貯蔵品	306,702	407,588
その他	158,730	150,781
貸倒引当金	2,848	2,977
流動資産合計	4,435,265	4,871,772
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,763,238	2,660,387
土地	1,994,867	2,034,339
その他(純額)	1,382,066	1,157,431
有形固定資産合計	6,140,171	5,852,158
無形固定資産		
のれん	22,775	21,067
その他	199,910	166,924
無形固定資産合計	222,686	187,991
投資その他の資産		
その他	1,117,331	1,107,204
貸倒引当金	2,893	3,864
投資その他の資産合計	1,114,437	1,103,340
固定資産合計	7,477,296	7,143,491
資産合計	11,912,562	12,015,263
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	958,916	1,098,819
ファクタリング債務	1,324,495	1,415,824
短期借入金	350,000	650,000
未払法人税等	-	120,008
その他	1,353,621	1,096,839
流動負債合計	3,987,033	4,381,492
固定負債		
長期借入金	309,500	48,110
退職給付引当金	926,078	912,524
役員退職慰労引当金	174,065	197,465
その他	359,452	252,451
固定負債合計	1,769,095	1,410,550
負債合計	5,756,129	5,792,042

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	585,199	585,199
資本剰余金	595,337	595,337
利益剰余金	5,082,452	5,152,759
自己株式	49,817	49,817
株主資本合計	6,213,171	6,283,478
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,523	21,868
為替換算調整勘定	32,215	38,389
その他の包括利益累計額合計	56,739	60,257
純資産合計	6,156,432	6,223,220
負債純資産合計	11,912,562	12,015,263

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
売上高	8,768,949	9,089,763
売上原価	5,307,455	5,514,078
売上総利益	3,461,494	3,575,685
販売費及び一般管理費	2,912,963	3,191,590
営業利益	548,531	384,094
営業外収益		
受取利息	614	378
受取配当金	3,535	4,318
受取手数料	2,948	4,099
その他	7,115	5,588
営業外収益合計	14,214	14,385
営業外費用		
支払利息	16,120	11,258
投資事業組合運用損	4,635	2,445
為替差損	278	2,744
開業費償却	-	8,223
その他	2,784	1,851
営業外費用合計	23,819	26,524
経常利益	538,926	371,954
特別利益		
負ののれん発生益	-	19,014
特別利益合計	-	19,014
特別損失		
たな卸資産廃棄損	4,465	5,419
固定資産除売却損	253	180
特別損失合計	4,719	5,600
税金等調整前四半期純利益	534,207	385,368
法人税等	225,580	208,780
少数株主損益調整前四半期純利益	308,626	176,587
少数株主損失()	6,816	-
四半期純利益	315,443	176,587

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
少数株主損益調整前四半期純利益	308,626	176,587
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,836	2,655
為替換算調整勘定	24,824	6,173
その他の包括利益合計	22,988	3,518
四半期包括利益	285,638	173,069
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	298,671	173,069
少数株主に係る四半期包括利益	13,033	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 2月29日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当社の100%子会社である株式会社ユーホーニイタカ(平成23年4月5日設立資本金5,000千円)は重要性が増したため、第1 四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めております。 なお、株式会社ユーホーニイタカの決算日は3月31日であります。四半期連結財務諸表の作成にあたり、12月31日現在の財務諸表を使用し、四半期連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更	該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 2月29日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3 四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

当第3 四半期連結累計期間 (自 平成23年 6月 1日 至 平成24年 2月29日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	
第1 四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	
(法人税率の変更等による影響)	
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。この改正により、一般的な法定実効税率は従来の40.7%から、来期以降3年間で38.0%、その後35.6%となります。 これにより、40.7%の前提で計上していた将来回収見込みの繰延税金資産は減少することとなり、その第3 四半期連結累計期間における影響額は44,132千円であります。 なお、当社は税金費用の計算において四半期特有の会計処理を適用しており、この改正により法人税等調整額が増加するため、当第3 四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税効果会計適用後の見積実効税率は、従来の38.0%から50.0%になり、影響額は四半期連結貸借対照表では「未払法人税等」、四半期連結損益計算書では「法人税等」で処理しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
偶発債務 当社は、債権管理事務のアウトソースを目的として、食器洗浄機に係るレンタル債権の一部をリース会社に売却いたしました。当該債権に関する買戻義務10,211千円を有しております。	偶発債務 当社は、債権管理事務のアウトソースを目的として、食器洗浄機に係るレンタル債権の一部をリース会社に売却いたしました。当該債権に関する買戻義務4,423千円を有しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
減価償却費	522,691千円	534,795千円
のれんの償却額	-	1,708千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年6月1日至平成23年2月28日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月26日 取締役会	普通株式	53,144	9.00	平成22年5月31日	平成22年8月30日	利益剰余金
平成23年1月11日 取締役会	普通株式	53,142	9.00	平成22年11月30日	平成23年2月14日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年6月1日至平成24年2月29日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月25日 取締役会	普通株式	53,140	9.00	平成23年5月31日	平成23年8月29日	利益剰余金
平成24年1月16日 取締役会	普通株式	53,140	9.00	平成23年11月30日	平成24年2月13日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年6月1日至平成23年2月28日)

当社グループは、フードサービス業界向け化成産品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年6月1日至平成24年2月29日)

当社グループは、業務用の化成産品事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
1株当たり四半期純利益金額	53円42銭	29円91銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	315,443	176,587
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	315,443	176,587
普通株式の期中平均株式数(株)	5,904,794	5,904,514

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年12月1日 至平成24年2月29日)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年1月16日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・53,140千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・9円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成24年2月13日

(注) 平成23年11月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年4月13日

株式会社ニイタカ
取締役会 御中

ベガサス監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	安原 誠吾	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松山 治幸	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニイタカの平成23年6月1日から平成24年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年6月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社の平成24年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。